様式第34

表　［略］

裏

［略］

第112条の２の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第１号から第３号まで及び第５号略）

四　［略］

第114条　（略）～第105条の４第１項若しくは第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第２項若しくは第４項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金（信用協同組合又は第９条の９第１項第１号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、１年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）に処する。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府厚生労働省令第七号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

厚生労働大臣　福岡　資麿

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第八号（表面）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第34

表　［略］

裏

［略］

第112条の２の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第１号から第３号まで及び第５号略）

四　［略］

第114条　（略）～第105条の４第１項若しくは第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第２項若しくは第４項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金（信用協同組合又は第９条の９第１項第１号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

［略］